

事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	県民生活環境部 水環境対策課	佐藤 貞夫
施策名	4 豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進	事業群関係課(室)	地域環境課	
事業群名	③ 水環境の保全の推進	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	573,929

1. 計画等概要

(長崎県総合計画エンジン&チャレンジ2025 本文)							(取組項目)			
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	汚水処理人口普及率	目標値①		83.3%	83.9%	84.4%	85.0%	85.6%	85.6% (R7)	【汚水処理人口普及率】 下水道・浄化槽等の整備に対する支援に取り組んだ結果、汚水処理人口普及率84.8%（令和6年度末）に増加しており、概ね順調である。今後も、下水道整備の未普及対策に必要な国交付金の確保に努めると共に、浄化槽整備を更に促し、汚水処理人口普及率の向上に取り組んでいく。
		実績値②	81.7% (R元)	83.2%	83.6%	84.2%	84.8%		進捗状況	【水質汚濁に係る環境基準（海域COD）の達成率】 生活排水等の処理率向上や水質汚濁防止法・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく工場・事業場への立入監視・指導等により、県内76地点中52地点で環境基準を達成したが、大村湾17地点で環境基準を超過（昨年度比1地点増）するなど、過年度から基準値付近で推移していた地点での基準超過が多くみられた。
		達成率②/①		99%	99%	99%	99%		やや遅れ	特に、外海との海水交換が少ない閉鎖性水域においては、気象（降水量等）などの複合的要因により環境基準を超過することが多いと考えられる。
その他関連指標	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	今後も引き続き、計画的な水質監視を行うとともに、工場・事業場への立入監視・指導のほか、各種計画に基づき、市町等関係機関と連携して閉鎖性水域をはじめ水質改善対策に取り組んでいく。
	水質汚濁に係る環境基準（海域COD※）の達成率 ※COD（化学的酸素要求量）の略。海域、湖沼の水の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す指標	目標値①		86%	86%	86%	86%	86%	86% (R7)	
		実績値②	86%（H27～R元平均）	76%	87%	72%	68%		進捗状況	
		達成率②/①		88%	101%	83%	79%		遅れ	

2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要			指標（上段：活動指標、下段：成果指標）				令和6年度事業の成果等						
				R5実績	うち一般財源	人件費（参考）	令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)			主な指標	R5目標	R5実績	達成率							
				R6実績							R6目標	R6実績								
				R7計画							R7目標									
				事業実施の根拠法令等																
				事業期間		法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業 (公共、研究等)	事業対象											
				所管課(室)名	事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業 (公共、研究等)													
取組項目 <i>i</i>	○	1	浄化槽設置整備費	277,029	276,683	7,659	●事業内容 市町が取り組む浄化槽設置整備事業に対し、県費補助を行う。 ●実施状況 18市町の浄化槽設置整備事業に対して、県費補助を行つた。			【活動指標】 積極的な浄化槽整備を働きかけた市町数 (市町)	8	8	100%	●事業の成果 ・県費補助や市町の上乗せ補助などの積極的な制度運用が図られた結果、浄化槽1,416基が設置され、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上につながった。						
				261,326	261,001	9,461					8	8	100%	●事業群の目標達成への寄与 ・浄化槽の整備促進に取り組んだことにより、浄化槽に係る汚水処理人口普及率向上に寄与した。						
				305,636	305,225	11,817					10									
				長崎県浄化槽設置整備事業補助金 実施要綱						【成果指標】 浄化槽に係る汚水処理人口普及率（%）	15.5	15.5	100%							
				H3-							15.7	15.8	100%							
				水環境対策課							15.9									

取組項目 ii	2	(企) 大村湾南部流域下水道事業費(公共)	634,068	0	—	●事業内容 大村湾南部流域下水道事業は、大村湾南部流域の水質保全のために、終末処理場などの整備を行うものである。なお、事業推進のためには、地域関連市との連携が必要であることから、議論を進めていく場として協議会を設けていく。	【活動指標】 協議会等開催回数(回)	5	5	100%	●事業の成果 ・大村湾南部浄化センターにおいては、全6系列の水処理施設のうち、3つの系列の高度処理化が完了しているが、残り3系列のうち2系列を施工するための設計委託や浄化センター内設備の更新工事など、汚水処理施設の整備を図った。	
			282,850	0	—	●実施状況 令和6年度は大村湾南部浄化センターの水処理施設を高度処理化する設計委託や、ストックマネジメント計画に基づく浄化センター内の用水消毒などの設備更新を行った。		5	5	100%	●事業群の目標達成への寄与 ・高度処理化を推進することにより、大村湾の水質改善に寄与した。	
			886,025	0	—	H5-R22		5	—	—		
			下水道法		水環境対策課	大村湾流域		放流水質の遵守基準の達成率 (%)				
								100	100	100%		

取組項目 iii	○	3	水質等調査指導費	29,753	29,753	7,883	●事業内容 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施する。 特定施設、指定施設への立入検査を実施する。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施する。	【活動指標】 排水基準確認率 (%)	100	81	81%	●事業の成果 ・監視測定を全地点で行うことで、河川、海域の環境基準の達成状況を把握することができた。	
				34,332	34,332	8,271	●実施状況 水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域のうち47水域95地点(河川39水域38地点、海域8水域57地点)において、水質汚濁状況の監視測定を実施した。 特定施設、指定施設への立入検査を実施し、届出内容の確認及び維持管理状況等を確認した。また、排水基準適用の工場・事業場に対しては水質検査や自主検査結果の確認等を実施した。		100	75	75%	●事業群の目標達成への寄与 ・特定施設等の確認、検査を実施することで、排水基準を超える汚水の河川等への流入を防ぐことができた。	
				環境基本法第16条、水質汚濁防止法		S46-(統合R6-)			100	—	—	●事業の成果 ・公共用水域の監視測定を徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。 ・工場等の排水による水質汚濁を監視徹底することで、住民の生活環境の向上に寄与した。	
							排水基準の遵守率 (%)		100	98	98%		
			地域環境課	○	—	—	公共用水域、水質汚濁防止法特定施設等		100	98	98%		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 下水道・浄化槽等の整備に対する支援	●実績の検証及び解決すべき課題 ・R4以降の個人設置型浄化槽の設置基数は回復傾向にあったが、R6に再度減少に転じているため、普及促進対策を市町と共に検討する必要がある。(H30実績1,814基、R1実績1,628基、R2実績1,498基、R3実績1,459基、R4実績1,492基、R5実績1,545基、R6実績1,416基) ・屎尿のみを処理する単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・市町に対して上乗せ補助の創設や拡充(単独処理浄化槽からの転換、汲み取り槽からの転換に関する補助)を要請し、個人負担を軽減させることで、浄化槽設置基数の増加を促す。
ii 下水道施設の高度処理化の推進	●実績の検証及び解決すべき課題 ・大村湾流域での下水道等の普及は一定進んでいるため、高度処理化に重点化を図り事業を推進している。国からの交付金を確保し、引き続き、事業の進捗を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・交付金の確保について、引き続き要望等を行っていく。
iii 工場・事業場の排水監視等による水環境の保全	●実績の検証及び解決すべき課題 ・水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の水質汚濁状況の監視測定を行い、環境基準の達成状況や経年変化等を把握した。その結果、令和6年度は海域76地点中52地点で環境基準に適合し目標を達成したが、大村湾内の調査地点等計24地点で環境基準を超過した。長期的な水質監視や各機関における着実な対策の実施が必要である。 ・水質汚濁防止法及び未来環境条例に基づき、工場・事業場の排水基準の遵守状況について確認したところ、調査した98%(257件中251件)が排水基準に適合していることを確認し、基準を超過した工場等に対しては改善指導を行った。高い基準遵守率を維持するためには立入等の継続や基準超過時における適切な指導が必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・汚水処理施設の計画的な普及拡大や、閉鎖性水域等における各種計画に掲げる取組を各機関が推進するとともに、継続した水質の監視を行う。 ・公共用水域の水質汚濁を未然に防ぐため、特定施設等への立入や監視指導を継続する。

4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「ー」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1 H3- 水環境対策課	浄化槽設置整備費 <R7新規> ・通常型浄化槽設置補助に関する補正係数を廃止した。	(5), (8)	・国の補助基準額見直しに併せて、県費の補助基準額も同様に見直す。 ・汚水処理人口普及率の低い市町や汚水処理構想の中期目標と現状の差が大きい市町に対し、個人設置型浄化槽に対する市町単独費による上乗せ補助の創設・拡充や住民に対する広報周知を十分に実施するよう働きかける。	拡充
取組項目 iii	○	3 S46-(統合R6-) 地域環境課	水質等調査指導費 —	—	・水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域の水質の測定に関する計画を定め、水質汚濁の状況を常時監視することが義務付けられており、今後も計画的な水質監視を行う。 ・排水基準が適用されている全ての工場・事業場について排水検査や自主検査結果の確認を行い、排水基準の適合状況を把握する。なお、排水基準を超過している工場・事業場については、改善指導を行う。	現状維持

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができるか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができるか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができるか。
- ⑦ 視点⑦ 戰略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点